

ノーベル平和賞を「憲法9条を持つ日本国民」が受賞するとの観測が、話題になった。賛否両論は当然あろうが、私は、国際社会における日本のイメージが近頃とても悪くなってきている気がしていたこともあり、物理学賞に続く受賞を日本の名誉として素直に喜びたいと思っていた。

とはいえ、戦争放棄と戦力不保持を定めた9条は、海外からは奇異に映るかもしれない。日本にははっきりとした軍隊が存在するのではないかと。

自衛隊の創設以来60年、政府は一貫して、9条が保持を禁じる「戦力」には自衛隊は該当しないとの解釈で、自衛隊と9条が矛盾しないと説明してきた。とこ

九州大法学部教授

南野 森



みなみの・しげる 京都市生まれ。東京大法学部卒。東京大大学院、パリ第10大大学院で憲法学を専攻。02年九州大助教授、14年から現職。AKB48の内山奈月氏との共著「憲法主義」が話題に。

ろが、最高裁はこの点の判断を避けてきたし、法学者には自衛隊を違憲とする者が相当数いる。規範と現実の乖離は甚だしく、9条は「死に体」だとか、改憲しなくては正面から軍の存在を明記すべきだとの意見にも、一定の説得力があるように見える。

「戦力」つまり普通の軍隊にはなれないからこそ、現に厳としてあることは否定できない。違憲説も存

「戦力」つまり普通の軍隊にはなれないからこそ、現に厳としてあることは否定できない。違憲説も存

隊にはなれないからこそ、現に厳としてあることは否定できない。違憲説も存

隊にはなれないからこそ、現に厳としてあることは否定できない。違憲説も存

隊にはなれないからこそ、現に厳としてあることは否定できない。違憲説も存

ろが、最高裁はこの点の判断を避けてきたし、法学者には自衛隊を違憲とする者が相当数いる。規範と現実の乖離は甚だしく、9条は「死に体」だとか、改憲しなくては正面から軍の存在を明記すべきだとの意見にも、一定の説得力があるように見える。

ろが、最高裁はこの点の判断を避けてきたし、法学者には自衛隊を違憲とする者が相当数いる。規範と現実の乖離は甚だしく、9条は「死に体」だとか、改憲しなくては正面から軍の存在を明記すべきだとの意見にも、一定の説得力があるように見える。

ろが、最高裁はこの点の判断を避けてきたし、法学者には自衛隊を違憲とする者が相当数いる。規範と現実の乖離は甚だしく、9条は「死に体」だとか、改憲しなくては正面から軍の存在を明記すべきだとの意見にも、一定の説得力があるように見える。

のための必要最小限度の実力にとどまらねばならないからこそ、「他衛」のための集団的自衛権の行使は否定され、海外への戦闘目的での派遣はなされずにきた。そして戦前の軍人のように威張り散らす自衛隊員は皆無であるし、その銃口が我々国民に向く治安出動は、60年安保の際にも結局避けられた。

ろが、最高裁はこの点の判断を避けてきたし、法学者には自衛隊を違憲とする者が相当数いる。規範と現実の乖離は甚だしく、9条は「死に体」だとか、改憲しなくては正面から軍の存在を明記すべきだとの意見にも、一定の説得力があるように見える。

ろが、最高裁はこの点の判断を避けてきたし、法学者には自衛隊を違憲とする者が相当数いる。規範と現実の乖離は甚だしく、9条は「死に体」だとか、改憲しなくては正面から軍の存在を明記すべきだとの意見にも、一定の説得力があるように見える。

針路の選択には熟議を

ろが、最高裁はこの点の判断を避けてきたし、法学者には自衛隊を違憲とする者が相当数いる。規範と現実の乖離は甚だしく、9条は「死に体」だとか、改憲しなくては正面から軍の存在を明記すべきだとの意見にも、一定の説得力があるように見える。